



長野県報

12月19日(木)

令和6年

(2024年)

号外

目次

公告

令和6年度定期監査の結果に関する報告の公表（監査委員事務局）..... 1



公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、令和6年2月7日から令和6年11月20日までの間に354機関について監査しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別冊のとおり公表します。

令和6年12月19日

長野県監査委員 増田 隆志

同 青木 孝子

同 柄澤 千恵子

同 依田 明善

監査委員事務局

令和6年度
定期監査の結果に関する報告

長野県監査委員

目 次

第 1 監査の概要	1
1 監査の目的	1
2 対象年度	1
3 対象機関及び実施期間	1
4 実施状況	1
5 重点監査	2
第 2 監査結果	2
1 監査結果	2
2 指摘事項	16
3 指導事項	17
4 検討事項	24
5 分類別指摘事項等の件数	25
第 3 意見	26
1 各部局に共通する意見	26
2 部局ごとの意見	29
3 重点監査テーマの意見（再掲）	35
《参考》 他の機関に紹介できる有効な取組事例	37
(別表) 監査実施機関一覧	38

令和6年度定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定並びに長野県監査委員監査基準に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に則^{のつと}って適正に処理されているか、また、事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施しました。

2 対象年度

令和5年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象機関及び実施期間

全機関（354機関：一般会計・特別会計341機関、企業特別会計13機関）について、令和6年2月7日から令和6年11月20日までの間に実施しました。実施機関の一覧は、別表（38～43ページ）のとおりです。

4 実施状況

(1) 一般会計・特別会計及び企業特別会計の実施機関354機関のうち、160機関については実地監査を、194機関については書面監査を、それぞれ実施しました。

区 分		実施機関数	実施方法	
			うち実地監査	うち書面監査
一 般 会 計 ・ 特 別 会 計	本 庁	85	84	1
	現 地 機 関	256	70	186
	計	341	154	187
企 業 特 別 会 計	本 庁	3	3	
	現 地 機 関	10	3	7
	計	13	6	7
合 計		354	160	194

※1 障がい者支援課、水道・生活排水課及び総合リハビリテーションセンターは、一般会計・特別会計と企業特別会計の両方に計上。

(2) 工事等監査については、上記(1)の実施機関354機関のうち、地域振興局、環境部、建設部及び企業局の37機関を対象に、建設工事及び建設工事に係る業務委託について、件数で1,408件、契約金額で1,056億余円を抽出して実施しました（抽出件数率：16.7%、抽出金額率：31.9%）。実施機関の一覧は、別表（38～43ページ、*印箇所）のとおりです。

区 分	全体箇所		うち抽出箇所	
	件 数	金額（億円）	件 数	金額（億円）
工 事	4,275	2,806.8	823	891.4
委 託	4,144	499.9	585	164.9
合 計	8,419	3,306.7	1,408	1,056.3
抽出率（%）	-	-	16.7	31.9

(3) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

(4) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

5 重点監査（テーマ別監査）

テーマ1（財務）を「監査と内部統制の連携による不適切事案発生の防止について」とし、テーマ2（工事）を「公共工事におけるスライド条項の適用状況について」として実施しました。

第2 監査結果

1 監査結果

(1) 総括

一般会計・特別会計において、指摘事項が2件、指導事項が22件、検討事項が1件ありました。

企業特別会計においては、指導事項が1件ありました。

指摘事項及び指導事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の報告を求めました。

検討事項については、当該事項を所管する関係機関に対し、文書により検討を指示し、措置状況の報告を求めました。

また、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行いました。

(単位：件数)

区 分	一般会計・特別会計				企業特別会計				総計
	指摘事項	指導事項	検討事項	合計	指摘事項	指導事項	検討事項	合計	
収入事務		8		8		1		1	9
契約事務		4		4				0	4
支出事務		9	1	10				0	10
補助金事務		1		1				0	1
財産管理事務	1			1				0	1
その他	1			1				0	1
合 計	2	22	1	25		1		1	26
令和5年度	1	25	2	28				0	28

※2 各区分のうち、同一分類の指摘事項又は指導事項はまとめて1件としている。

【監査結果の区分】

指摘事項：明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

指導事項：指摘には至らないが改善を要するもの

検討事項：制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

(2) 重点監査（テーマ別監査）

テーマ1 「監査と内部統制の連携による不適切事案発生の防止について」

ア 監査目的

内部統制制度は、令和2年度から導入・運用がされ、その取組が着実に進められています。監査においては、「長野県監査委員監査基準」で内部統制の整備状況・運用状況を踏まえ、内部統制に依拠した監査等を行うこととしています。

また、「長野県内部統制基本方針」※1では、監査委員と連携し、より効果的な制度の整備・運用を図ることとしているとともに、「長野県内部統制制度運用の手引き」（以下「運用の手引き」という。）※2※3では、監査における指摘事項又は指導事項（以下「指摘事項等」という。）を当該実施主体においてリスク評価の対象とすることなどを示しています。

これらを踏まえ、監査と内部統制の連携によるリスクマネジメントの向上、併せて内部統制に依拠した効率的で効果的な監査実施に繋げるため、不適切事案発生時における内部統制制度の整備・運用状況及び監査における指摘事項等の反映状況について、監査を行いました。

※1 第5 監査委員との連携

制度のより効果的な整備、運用を図るため、監査委員への情報提供や意見交換を通じ、適切に連携します。

※2 4内部統制により期待される効果(2)監査委員の役割の強化

内部統制制度により、財務監査の省力化、重点化につながるほか、監査において一部の部局に指摘された事項を全庁レベルで対応すべきリスクとして内部統制体制に組み込むことで、組織全体での対応が容易になります。

※3 6内部統制制度の実施内容 (5)具体的な作業内容 ④行動計画の策定 4) 策定基準 ア 財務事務

・実施主体が前年度の定期監査結果において「指摘事項」又は「指導事項」とされた事案

定期監査の結果、指摘事項又は指導事項の対象となった実施主体は、当該事案については、法第199条第14項に基づき講じた措置を内部統制上の行動計画として具体化し、対応策の実行、進捗管理、評価を着実に行うことにより再発防止を図る必要があります。

イ 対象機関

- (ア) 令和6年度の定期監査において指摘事項等に相当する事案が判明した機関
- (イ) 令和5年度の定期監査において指摘事項等とされた事案がある機関及び同様の事務を実施している機関（抽出による調査）

ウ 実施方法

定期監査の実施に併せて、着眼点を記したシートを用いた事務局職員による実地調査及び書面調査を実施しました。

エ 監査の視点（主な着眼点）

- (ア) 令和6年度の事務調査において指摘事項等に相当する事案が判明した場合、その事案に係る内部統制上の対応はどうか。

- (イ) 令和5年度の定期監査において指摘事項等とされた事案に対する内部統制上の対応はどうか。
- (ウ) 実行されている行動計画などについて、誤りの原因となった状況等の再発防止の工夫など他の機関に参考となる事例があるか。

「運用の手引き」では、下記のプロセスを繰り返すことにより、PDCAサイクルを確立し、逐次改善を図ることとされています。このうち特に「リスクの選定」や「行動計画の策定・実行」等において、定期監査結果がどのように組み込まれているか、また、所期の効果につながっているかの観点から調査しました。

《内部統制評価のプロセスとサイクル》

- ①リスクの選定 ②リスクの評価 ③リスクマップの策定 ④行動計画の策定
⑤行動計画の実行 ⑥行動計画のモニタリング ⑦中間評価 ⑧期末評価
⑨内部統制評価報告書の作成 ⑩監査委員による審査 ⑪議会への報告

<運用の手引きより>

オ 調査結果

- (ア) 令和6年度の定期監査において指摘事項等とされた事案に係る内部統制上の対応はどうか。

「財務事務に係るリスク一覧でのリスク評価の状況」、「行動計画の状況」、「事案判明後の内部統制上の対応状況」を調査しました。

a 財務事務に係るリスク一覧でのリスク評価の状況及び行動計画の状況（表1）

令和6年度の定期監査（対象年度は基本的に令和5年度）において、指摘事項等とされた事案の件数は33件でした。

そのうち、当該機関において、令和5年度の財務事務に係るリスク一覧でリスク評価対象としていた事案は30件（90.9%）であり、ほとんどの事案でリスク評価対象としていました。なお、残り3件については、過去に同様の事例がなくリスクとして想定できず、リスク評価対象としていませんでした。

また、リスク評価の結果、行動計画を策定する基準の重要性4以上かつマネジメントコントロール3以上のリスクに該当し、行動計画を策定していた事案は18件（54.5%）ありました。

行動計画を策定していたが指摘事項等となった主な要因は、①行動計画においては契約、支払など事務全般に対する対応策は定められていたが指摘事項等となった項目に対応する具体的な対応策は定められていなかったもの、②内部統制制度の運用前を含む過年度分に係る不適切な事務処理が判明したものがありました。

また、事務調査におけるヒアリングでは、リスクの内容として指摘事項等とされた事務処理を含む行動計画が策定されていたが、「契約事務」「支払事務」など、包括的なものであったため、当該事務処理を行う際の行動計画として認識されていなかった事例も見受けられました。

表1 財務事務に係るリスク一覧でのリスク評価の状況及び行動計画の状況

調 査 項 目	件 数	割 合
	件	%
令和6年度の定期監査において指摘事項等とされた事案	33	—
上記のうち財務事務に係るリスク一覧でリスク評価対象としていた事案	30	90.9
上記のうち行動計画を策定していた事案	18	54.5

※ 指摘事項等の件数は、同一分類の事案について機関ごと別々に計上していること及び内部統制の対象外機関を除いているため、2ページの指摘事項等の件数と一致しません。

b 指摘事項等とされた事案判明後の内部統制上の対応状況

定期監査において指摘事項等とされた事案に係る、判明後の内部統制上の対応の状況は、以下のとおりでした。

内部統制における行動計画を追加し、ダブルチェック、チェックシートの活用等を徹底する対応をした機関が多く見受けられました。

【主な対応の状況】

- ・内部統制における行動計画を随時追加、修正する又は追加を検討する。
- ・当該業務に係る誤りの防止のための研修会を開催する。
- ・当該業務に係るマニュアル等の周知による同様の誤り防止を徹底する。
- ・ダブルチェック、チェックシートの活用等を徹底する。
- ・今後、対応を検討する。

※複数回答あり

(イ) 令和5年度の定期監査において指摘事項等とされた事案に対する内部統制上の対応はどうか

令和5年度の定期監査（対象年度は基本的に令和4年度）において、指摘事項等とされた事案について、令和5年度及び令和6年度における当該機関の内部統制上の対応を調査するとともに、令和5年度の定期監査において指摘事項等とされた事案のうち2事案について、同様の事務を実施している機関の令和5年度の内部統制上の対応を、抽出で調査しました。

なお、令和6年度の定期監査では、令和5年度の定期監査において指摘事項等とされた事案について、当該機関においては、過年度の誤りが判明したものを除き、指摘事項等に該当するものではありませんでした。

a 令和5年度の定期監査において指摘事項等とされた事案に対する内部統制上の対応

(a) 財務事務に係るリスク一覧でのリスク評価の状況及び行動計画の状況（表2）

令和5年度の定期監査において指摘事項等とされた事案は37件でした。

そのうち、令和5年度の財務事務に係るリスク一覧でリスク評価対象としていたのは31件（83.8%）で、ほとんどの事案でリスク評価対象としていました。なお、残り6件については、年度途中で判明した事案であることなどから、リスク評価対象としていませんでした。

また、リスク評価の結果、行動計画を策定する基準の重要性4以上かつマネジメントコントロール3以上のリスクに該当し、行動計画を策定していたのは20件(54.1%)あり、行動計画に具体的な対応策を追加で記載している機関が見受けられました。

次に、令和6年度の内部統制上の対応を確認したところ、財務事務に係るリスク一覧でリスク評価対象としていたのは34件(91.9%)で、ほとんどの事案でリスク評価対象としていました。なお、残り3件については、令和6年度に同業務がないこと及び非財務事務であるとして、リスク評価対象としていませんでした。

また、令和6年度の内部統制において、運用の手引きで策定することとされている、前年度の定期監査において指摘事項等とされた事案に係る行動計画については、24件(64.9%)で策定していました。策定していない13件について、1件は令和6年度に同業務がなく、2件は非財務事務に区分したことから策定していませんでしたが、10件については、「指摘事項等の対象となった機関は行動計画を策定しなければならないことを知らない」「重要性4以上かつマネジメントコントロール4以上のリスクのみ策定すればよいと思っていた」などの理由で、策定していませんでした。

表2 財務事務に係るリスク一覧でのリスク評価の状況及び行動計画の状況

調 査 項 目	件 数	割 合
	件	%
令和5年度の定期監査において指摘事項等とされた事案	37	—
上記のうち令和5年度の財務事務に係るリスク一覧でリスク評価対象としていた事案	31	83.8
上記のうち行動計画を策定していた事案	20	54.1
令和5年度の定期監査において指摘事項等とされた事案のうち令和6年度の財務事務に係るリスク一覧でリスク評価対象としていた事案	34	91.9
上記のうち行動計画を策定していた機関	24	64.9

※ 指摘事項等の件数は、同一分類の事案について機関ごと別々に計上しています。

(b) 指摘事項等とされた事案に係る内部統制上の対応状況

令和5年度の定期監査において指摘事項等とされた事案に係る、内部統制上の対応の状況は以下のとおりでした。

ダブルチェック、チェックシートの活用、誤り防止のための研修会の開催又は業務所管課の研修に参加することで、誤りを防止するとした機関が多く見受けられました。

【主な対応の状況】

- ・ダブルチェック、チェックシートの活用等を徹底する。
- ・当該業務に係る誤り防止のための研修会の開催又は業務所管課の研修に参加する。
- ・業務の進捗管理表の活用等により所属内で情報を共有する。
- ・業務の引継ぎを確実に行う。

※複数回答あり

b 令和5年度の定期監査において指摘事項等とされた事案と同様の事務を実施している機関の内部統制上の対応

令和5年度の定期監査において指摘事項等となった事案から抽出した2事案について、当該機関以外で同様の事務を行っている機関において、内部統制上どのような対応をしているか調査しました。

(a) 求人広告掲載における不適切な事務処理について

令和5年度の定期監査における指導事項「会計年度任用職員の採用のための民間の求人広告掲載に係る契約に際し、決裁を経ることなく、無料契約の申込みを行っていた。また、無料掲載の期間満了日までに、利用規約に定める契約解除の手続きを行わなかったため、当初予定していなかった広告掲載料が発生した。」という事例と同様の事務の状況を調べるため、実地の事務調査を実施した機関（令和6年4月以降に実施した機関が対象）における、令和5年度又は令和6年度の会計年度任用職員採用に係る「ハローワーク求人募集登録の状況」、「求人広告掲載の勧誘及び契約の有無」、「広告掲載の勧誘への対応及び内部統制上の対応」を調査しました。

① ハローワーク求人募集登録の状況及び求人広告掲載の勧誘及び契約の有無（表3）

ハローワークに求人募集登録をした機関は147機関で、そのうち民間の求人広告掲載に係る勧誘があった機関は68機関（46.3%）でした。

そのうち2機関が求人広告掲載の契約をしていましたが、1機関は令和5年度に指導事項となった事案と同様の不適切な事務処理を行っており、もう1機関は当該契約に係る支出事務において、不適切な事務処理を行ったことから、令和6年度の指導事項となっています。

表3 ハローワーク求人募集登録の状況、求人広告掲載の勧誘及び契約の状況

調 査 項 目	機関数	割 合
ハローワークに求人募集登録をした機関	147	—
上記のうち民間の求人広告掲載に係る勧誘のあった機関	68	46.3
上記のうち求人広告掲載の契約をした機関	2	1.4

② 広告掲載の勧誘への対応及び内部統制上の対応状況

広告掲載の勧誘への対応及び内部統制上の対応の状況は、以下のとおりでした。

この事案については、不適切な事務処理の判明後早期に全庁的な情報共有を行ったものであり、多くの機関で勧誘については断ることとするとともに、事例について課・所内で情報共有することで、不適切な事務処理を防止する措置をとっていました。

【主な対応の状況】

- ・勧誘については断った又は断ることとしている。
- ・勧誘メールについては対応しなかった又は対応しないこととしている。
- ・事例について課・所内で情報共有している。

※複数回答あり

(b) 事務処理の未実施による補助金の返還等について

令和5年度の定期監査における指導事項「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に係る国の実施要綱の一部改正について、国から県へ市町村に対し周知をするよう、電子メールにより通知があったが、これを見落とし通知していなかったため、国庫補助金の返還等が生じた。」という事例と同様の事務の状況を調べるため、本庁機関の事務調査において、「指導事項の事例について知っているか及び内部統制上の対応」「指導事項と同様の国庫補助事業への対応」について調査しました。

① 指導事項の事例について知っているか及び内部統制上の対応（表4）

本庁機関において、国庫補助事業に関して電子メールを活用して事務を行っている機関は28機関で、そのうち指導事項の事例について認知していたのは8機関(28.6%)で、残り約7割の機関(20機関)は、指導事項について承知していませんでした。

また、電子メールの取扱いについてリスクととらえており、指導事項の公表前から令和5年度の財務事務に係るリスク一覧でリスク評価対象としていた機関は8機関(28.6%)、そのうちリスク評価の結果、行動計画を策定する基準の重要性4以上かつマネジメントコントロール3以上のリスクに該当し、行動計画を策定している機関は6機関(21.4%)でした。

表4 指導事項の事例について知っているか及び内部統制上の対応

調 査 項 目	機関数	割 合
指導事項の事例と同様の国庫補助事業を実施している機関	28	—
指導事項の事例について知っている	8	28.6
指導事項の事例と同様の国庫補助事業について令和5年度の財務事務に係るリスク一覧でリスク評価対象としていた機関	8	28.6
上記のうち行動計画を策定していた機関	6	21.4

② 指導事項と同様の国庫補助事業への対応状況

本庁機関において、国庫補助事業に関して電子メールを活用して事務を行っている機関の対応の状況は、以下のとおりでした。

調査を行った全ての機関において、受信したメールについて、担当者ごとの振分けや色付け及び複数担当者によるダブルチェックなどを行い、電子メールの見落としを防止する措置をとっていました。

【主な対応の状況】

- ・ 国からの国庫補助事業に係る電子メールについて、担当者ごとに振分けや色付けを行い電子メールの見落としを防止する。
- ・ 複数担当者によるダブルチェックで、電子メールの見落としを防止する。
- ・ 国からの国庫補助事業に係る電子メールを複数のメールアドレスへ送信してもらい、電子メールの見落としを防止する。

※複数回答あり

(ウ) 実行されている行動計画などについて、誤りの原因となった状況等の再発防止の工夫など他の機関に参考となる事例があるか。

主な着眼点(ア)(イ)において調査を行った、内部統制上のリスクに係る行動計画に記載された再発防止に係る工夫など、同様の事務を行う他の機関の参考となる事例について調査しました。

ア 他機関の参考となる事例

不適切な事務処理が発見された後、年度途中で財務事務に係るリスク評価対象に当該事業を位置付け、行動計画を策定、又は内容を追加している機関が見受けられました。

また、人事異動の際に誤りが発生し易い状況に着目し、複数人による事務引継ぎや年度当初の事務に係る研修実施などを、行動計画の具体的内容における対応策として記載している機関が見受けられました。

いずれも基本的なことではありますが、不適切な事務処理を減らす第一歩として有効だと考えます。

カ 監査結果

(ア) 指摘事項等を踏まえたリスクの選定及び行動計画の策定

概ね運用の手引きに沿って適正に行われていました。

ただし、前年度の定期監査結果において指摘事項等とされた一部の機関において、運用の手引で策定することとされている当該事案に係る行動計画を策定していないという、改善すべき事例が見受けられました。

(イ) 行動計画の実行、モニタリング

令和6年度の定期監査において指摘事項等とされた事案の約半数については、行動計画が策定されていましたが、不適切な事務処理となったものでした。

また、指摘事項等に係る事務について、リスク評価対象とし包括的な行動計画が策定されていましたが、個別の事務処理を行う際にリスクとして認識していなかった事例があるなど、運用上の課題も見受けられました。

一方、不適切な事案の発生に気づき、年度途中で行動計画を改定するといった、他の機関の参考となる事例も見受けられました。

キ 意見

(ア) 指摘事項等に係る行動計画の策定

前年度の定期監査の結果において指摘事項等とされた機関が、運用の手引において策定することとされている行動計画を策定するよう、周知徹底してください。

(イ) 早期の情報共有

令和5年度に指導事項とされた不適切な事務処理について、令和6年度の定期監査においても、別の機関が同様の不適切な事務処理により指導事項とされた事案が見受けられました。

不適切事例の早期の共有は再発防止に有効ですので、コンプライアンス推進本部会議、部局等コンプライアンス委員会など内部統制体制を活用し、監査結果報告の前後にかかわらず、全庁、部局等、案件に応じた適切な範囲での速やかな情報共有に、引き続き務めてください。

(ウ) 監査結果を踏まえたリスク選定等による効果的な制度運用

全機関において、定期監査の結果などを踏まえリスクを選定し、各々の職場の実態に合わせ、実行可能で効果的な行動計画を策定し、着実に実行するよう引き続き努めてください。

また、継続的なモニタリング、評価プロセスを通じたPDCAサイクルの中で、行動計画の目標を達成した場合であってもブラッシュアップを行い、行動計画の逐次改善を図るなど、より効果的な制度運用が行われるよう引き続き努めてください。

(エ) 「自分ごと」としての行動計画の運用

各機関の行動計画には、複数の事務に関し、ダブルチェックの実施や制度に関する研修会の受講などが包括的に定められている場合が多いことから、個別の事務処理を行う際にリスクとして認識されていない事案が見受けられました。

一方、全てのリスクに対応するためにコストを過大にかけることを、内部統制制度では避けるべきとしていますし、個別の業務について全て行動計画を策定するなどの過大な負担が、全体のリスクを増大させる場合も考えられます。

については、個別の業務を行う担当者等の当事者が、リスク評価、行動計画の策定に関わり、各機関の実情に即したリスクを認識して、実行に移していくことが必要であると考えます。

組織として、また、担当者等の当事者が「自分ごと」として実践する職場風土の醸成が、一層図られるよう努めてください。

(所管機関：コンプライアンス・行政経営課)

テーマ2「公共工事におけるスライド条項の適用状況について」

ア 監査目的

県が発注する工事の建設工事標準請負契約約款（以下、「契約約款」という。）では、その第26条において賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができると規定されています。（以下「スライド条項」という。）

近年、賃金の上昇や資材価格の高騰が著しく、県が発注する公共工事では、このスライド条項の適用件数が増加しています。

こうした中で、令和5年度の定期監査においてスライド額の算定誤りが判明しました。

令和5年2月14日に発令された国の通達^{※1}では、技能労働者の確保・育成のためには、適正な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要であり、適正な請負代金額での契約の締結に努めることとし、スライド条項の運用についても引き続き適切に対応するよう通知されています。

このような状況を踏まえ、スライド条項のうち適用件数の多い「インフレスライド条項^{※2}」について、賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）^{※3}等に基づき、発注者が適切な事務手続きを行っているかを検証することを目的に監査を実施しました。

※1 令和5年2月14日付け国不入企第41号国土交通省不動産・建設経済局長通達「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」

※2 インフレスライド条項とは、契約約款第26条第6項に定められているもので、急激な価格水準の変動に対応する措置のこと。国からの通知に基づき、賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工期が2ヶ月以上あるもので、残工事量に対する資材、労務単価等がスライドの対象となる。令和5年3月1日労務単価等の改定に合わせ国の通達が発令され、この通達を受けて県でもインフレスライドを適用する旨の通知が発出された。（令和5年2月22日付け4建政技第303号、4農整第1132号、4森政第537号、4生排第433号、4企本第605号「賃金等の変動に対するインフレスライド条項の適用について（通知）」）。具体的には、令和5年2月28日以前の単価で積算され、令和5年2月28日までに契約した工事で、受注者から請求を受けたものについて、残工事分の労務費や材料等の単価をスライド請求日（基準日）における単価に入れ替えて、その金額が残工事費の1%（受注者負担）を超える場合に、1%を超えた分について変更契約するもの。

※3 国で示された運用マニュアルを参考として県が作成した運用マニュアル令和5年2月（長野県建設部 農政部 林務部 環境部 企業局）で、この中でスライド額の算定方法やスライド協議開始日（別紙様式2：開始）、スライド基準日（別紙様式3-1：単価適用日）、スライド額（承諾書：スライド額）等に係る書類の作成方法が示されている。

イ 監査対象

(7) 対象機関

※（ ） 機関数

農政部 地域振興局 農地整備課(10)

林務部 地域振興局 林務課(10)

環境部 自然保護課(1)、流域下水道事務所(3)

建設部 建築住宅課(1)、施設課(1)、建設事務所(13)、砂防事務所(3)

企業局 発電管理事務所(2)、水道管理事務所(2)、水道用水管理事務所(1) 計47機関

(イ) 調査対象

令和5年度に竣工した工事でインフレスライド条項の対象となる工事（令和5年2月28日までに契約した工事で、令和5年3月1日以降の残工期が2ヶ月以上あり、令和5年度内に竣工した工事（令和5年5月1日～令和6年3月31日までに竣工した工事））

ウ 実施方法

対象機関から重点監査調書の提出を求め、実地監査及び書面監査を実施しました。

エ 着眼点

- (ア) インフレスライド条項の事務手続きは、マニュアル等に基づき適切に行われているか。
- (イ) スライド額の算定は、マニュアル等に基づき適正に行われているか。
- (ウ) インフレスライド条項の対象工事であったが適用しなかった主な理由は何か。
- (エ) インフレスライド条項の適切な事務処理を行うため組織内での工夫や課題はあるか。

オ 調査結果

監査対象47機関の調査状況（調査期間における対象事業のインフレスライド対象件数）

		※（ ）機関数
農政部	地域振興局 農地整備課(10)	・・・ 74件
林務部	地域振興局 林務課(10)	・・・ 68件
環境部	自然保護課(1)、流域下水道事務所(3)	・・・ 9件
建設部	建築住宅課(1)、施設課(1)、建設事務所(13)、砂防事務所(3)	・・・ 600件
企業局	発電管理事務所(2)、水道管理事務所(2)、水道用水管理事務所(1)	・・・ 45件
計		・・・ 796件

カ 着眼点の整理状況

- (ア) インフレスライド条項の事務手続きは、マニュアル等に基づき適切に行われているか。

（表1、2）

（対象工事、書面で協議、協議開始日、基準日、スライド額確定日は適切か等）

対象とする機関において令和5年度に竣工した工事1,880件のうち、インフレスライド条項の対象とする工事は796件で、このうち請求のあった工事は141件(全体の17.7%)でした。

スライド協議の請求は、すべてマニュアルに示された様式により書面による協議が行われていました。また、請求を受けた日からスライド額を確定するまでの期間については、概ねマニュアルに定められている期限内に行われていました。(期日超過件数率8.6%)

表1 インフレスライド適用件数 (単位：件数)

	竣工した工事（全体）	インフレスライド調査対象外	インフレスライド対象工事	スライド請求なし	スライド請求あり	適用状況	
						適用した	適用しなかった
農政部	153	79	74	64	10	10	0
林務部	185	117	68	54	14	13	1
環境部	33	24	9	9	0	0	0
建設部	1,404	804	600	487	113	113	0
企業局	105	60	45	41	4	4	0
合計	1,880	1,084	796	655	141	140	1

表2 インフレスライドの事務手続きの状況

(単位：件数)

	スライド請求 (別紙様式1-1)	スライド額協議開始日 (別紙様式2)		スライド基準日 (別紙様式3-1)		スライド額確定日 (別紙承諾書)	
	受注者より請求	請求日から 7日以内	請求日から 7日超	請求日から 14日以内	請求日から 14日超	協議開始日 から14日以内	協議開始日 から14日超
農政部	10	10	0	10	0	8	2
林務部	13	13	0	13	0	13	0
環境部	0	0	0	0	0	0	0
建設部	113	110	3	113	0	82	31
企業局	4	4	0	4	0	4	0
合計	140	137	3	140	0	107	33

(イ) スライド額の算定は、マニュアル等に基づき適正に行われているか。(表3)

(出来高の確認、単価適用日、スライド額の算出等)

調査した結果、出来高の確認は、基準日における出来形数量を数量総括表で確認する他、図面や写真を合わせて確認している場合、現地で出来形確認を行った現場もありました。

また、マニュアルに示されたスライド基準単価の他、見積書や物価変動率が考慮されていましたが、スライド額の算定に誤りが4機関で6件ありました。具体的に、マニュアルでは協議した段階(施工途中)で積算したスライド額をそのまま最終契約変更時に計上するものとされています。スライド額の算出は、マニュアルに基づき正確に行われていましたが、変更契約額を決定する段階において計上誤りが発生しました。

- ① スライド額を含めて、経費率を計算したもの。(4件)
- ② スライド額に再度、落札率を掛けているもの。(1件)
- ③ スライド額を計上し忘れたもの。(1件)

表3 スライド額の算定状況

(単位：件数)

	インフレスライド 実施工事 件数	スライド額の算定状況							
		出来高の確認方法		適用単価			変更契約額への計上		
		数量総括 表	現地確認 等	スライド 基準単価	見積書	物価変動 率	適切	不適切	
農政部	10	10	9	10	4	1	6	4	40.0%
林務部	13	13	5	13	1	0	13	0	0.0%
環境部	0	0	0	0	0	0	0	0	-
建設部	113	113	66	113	27	4	111	2	1.8%
企業局	4	4	3	4	3	1	4	0	0.0%
合計	140	140	83	140	35	6	134	6	4.3%

(ウ) インフレスライド条項の対象工事であったが適用しなかった主な理由は何か。(表4)

(受注者への周知の仕方、請求しない理由等)

発注者への聞き取り調査の結果、発注者から受注者への周知を実施している割合は約8割程度で、実施していない理由の多くは、スライド条項が契約約款の第26条に規定されていることを踏まえ「制度が申請主義によるものから」周知していないとの回答でした。

また、発注者から受注者への聞き取り調査の結果、インフレスライド条項の請求をしなかった理由は、増額が見込めない（変更時期に単価の増額や出来高の関係で1%に満たない等）あるいは、出来高確認の手間や積算作業が負担で、労力に見合わないためでした。

表4 インフレスライド条項の周知状況及び適用しなかった主な理由 (単位：件数)

	インフレ スライド 対象工事	受注者への周知方法			スライド 請求なし	適用しなかった理由		
		口頭	書面	周知なし		増額が見込 めないため	作業が負担	理由不明
農政部	74	61	1	12	64	4	6	54
林務部	68	51	0	17	54	14	2	38
環境部	9	8	0	1	9	5	0	4
建設部	600	494	12	94	487	50	73	364
企業局	45	23	0	22	41	15	2	24
合計	796	637	13	146	655	88	83	484

(E) インフレスライド条項の適切な事務処理を行うため組織内での工夫や課題はあるか。

(ミス防止に係る工夫、職員や現場での課題等)

a 組織内での工夫

スライド条項は、その発令が不定期であったり、事務手続きを行ったことがない職員や不慣れな職員もいることから、林務部では、インフレスライドに関する職員向けの説明会を開催していました。建設部では、令和4年度にスライド条項の制度や手続きについて分かりやすく説明したチラシを作成して現場を担当する監督員から受注者に配布し、さらに、建設業協会との意見交換会で周知を図っていました。

また、適正なスライド額を算定するため、多くの現地機関において、通常的设计書の積算審査と同様、複数職員によるクロスチェックや経験のある職員が積算方法を指導するなど組織内でミス防止を行う工夫が見受けられ、現地機関に経験者が不在の場合は、本課へ確認している組織もありました。

b スライド条項に関する課題

スライド額を算定するにあたり、積算システムによる金額確定に時間を要する、発注者受注者とも出来高の確認や積算作業の負担が多い、予算が決められているため現場の施工内容の調整や予算管理が難しいなどスライド条項に係る事務作業の困難さや負担の声が多く聞かれました。

課題の解決に向けては、対応する担当者任せにすることなく担当課、担当部局によるサポート体制の構築が必要です。

キ 監査結果

「インフレスライド条項」について、発注者が適切な事務手続きを行っているかについて監査したところ、一部の機関でスライド額の算定に誤りがあり、指導事項として適切な処理を求める案件が6件発生しました。原因の多くは、算出したスライド額を最終的に変更契約額に計上する際の計算方法が理解しづらいことから発生したものでした。

その他、各機関においては概ね適切に事務手続きが行われていましたが、マニュアルに定められている期日を過ぎてから協議を交わしているなど、一部に不適切な事例が見られました。

また、各機関からスライド条項適用にあたり、出来高確認や積算作業の負担が多いとか、現場の施工内容の調整や予算管理が難しいなど、事務作業の負担や課題が確認されました。

なお、計上誤りが少なかった部局においては、インフレスライド条項の適用を対象とした研修が複数回行われていました。

ク 検討事項

「インフレスライド条項」について国から示されたマニュアルに基づき県のマニュアルが作成されていますが、スライド額の最終的な計上方法が理解しづらいため、一部の機関で算定に誤りが発生しています。職員が理解しやすいようにマニュアルにスライド額の最終的な算定方法を例示するなどわかりやすいマニュアルに向けた整備を検討してください。

(所管機関：建設部建設政策課技術管理室、農政部農地整備課、林務部森林政策課、環境部水道・生活排水課、企業局水道事業課)

ケ 意見

スライド条項の適用にあたっては、以下の点に留意し、発注者として適切に事務処理を行ってください。

- (ア) マニュアル等に基づく適切な事務処理について、間違いやすいポイントを示すなどした説明会を定期的実施する等により、担当職員に周知を図ってください。
- (イ) 制度上は請求主義によるものとされていますが、適正な請負代金額での契約の締結に努めるため、受注者との良好で円滑な関係を構築し、個々の案件に対して適時適切にスライド条項の周知を図るなど、受注者が契約書に定められているスライド条項に基づく請求がしやすい環境をつくるよう努めてください。
- (ウ) スライド条項の対応では、スライド額の算定に時間を要するなど予算管理を含めた作業の負担を軽減するため、対応する担当者任せにすることなく担当課、担当部局によるサポート体制の構築を図ってください。

(所管機関：建設部建設政策課技術管理室、農政部農地整備課、林務部森林政策課、環境部水道・生活排水課、企業局水道事業課)

2 指摘事項

分類	指 摘 事 項 (分類コード)	機関名
財 産 事 務	1 その他財産管理に関するもの (540)	
	(1) 公用車の不適切な管理 自動車検査証 (車検) 及び自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険) の有効期限が過ぎた公用車 1 台について、期限後24日の間に12日、延べ13回運行に供していた。	北アルプス 農 業 農 村 支 援 セ ン タ ー
その他	1 その他の事務処理に関するもの (610)	
	(1) 生活保護業務における不適切な事務処理 令和3年度及び令和4年度の生活保護業務において、不適切な事務処理により、生活保護費の過支給・支給遅延・未支給 (支給不能) を生じさせた。 ・過 支 給 : 8 世帯 7,502,241円 ・支 給 遅 延 : 5 世帯 282,194円 ・未支給 (支給不能) : 1 世帯 18,488円	伊 那 保 健 福 祉 事 務 所

3 指導事項

【一般会計・特別会計】

分類	指導事項（分類コード）	機関名																		
収入 事務 8件	1 その他調定等の事務処理に関するもの（125）																			
	(1) 道路占用料の徴収不足 道路占用料について、占用料の算定を誤ったまま、長期にわたり徴収不足となっていた。（3件：7,124円）	大町 建設事務所																		
	(2) 河川占用料の過徴収 河川占用料について、占用料の算定を誤ったまま、長期にわたり過徴収となっていた。	諏訪 千曲 長野 北信 建設事務所																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>件数</th> <th>過徴収額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>諏訪建設事務所</td> <td>1</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>千曲建設事務所</td> <td>3</td> <td>2,675</td> </tr> <tr> <td>長野建設事務所</td> <td>4</td> <td>37,750</td> </tr> <tr> <td>北信建設事務所</td> <td>1</td> <td>19,500</td> </tr> <tr> <td>合計（4機関）</td> <td>9</td> <td>69,925</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	件数	過徴収額（円）	諏訪建設事務所	1	10,000	千曲建設事務所	3	2,675	長野建設事務所	4	37,750	北信建設事務所	1	19,500	合計（4機関）	9	69,925	
	機関名	件数	過徴収額（円）																	
諏訪建設事務所	1	10,000																		
千曲建設事務所	3	2,675																		
長野建設事務所	4	37,750																		
北信建設事務所	1	19,500																		
合計（4機関）	9	69,925																		
(3) 使用料の過徴収 ア 行政財産の目的外使用許可について、使用料の算定を誤ったまま、長期にわたり過徴収となっていた。（1件：7,545円） ・県営住宅敷地使用料 イ 行政財産の目的外使用許可について、使用料の算定を誤ったまま、長期にわたり過徴収となっていた。（1件：8,240円） ・土地使用料（支線） ウ 行政財産の目的外使用許可について、使用料の算定を誤ったまま、複数年にわたり過徴収となっていた。（1件：594円） ・建物使用料（事務室）	諏訪 建設事務所 飯田 養護学校 駒ヶ 警察署																			
(4) 授業料の滞納繰越調定の未実施 未収となっていた令和4年度分の授業料について、令和5年度中に滞納繰越調定処理をしていなかった。（1件：33,750円）	飯田OIDE長姫 高等学校																			

（注1）「長期にわたり」は5年以上、「複数年にわたり」は2年以上5年未満を指す。

（注2）過徴収額及び徴収不足額には、時効によるものを含まない。

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名
収 入 事 務	<p>(5) 授業料及び入校料の減免算定誤り 授業料及び入校料の減免に関し、事務取扱要領の解釈を誤ったために、減免額を過少に算定していた、または減免を行っていないかった。(8件:201,800円)</p>	松 本 技 術 専 門 校
	2 その他収入の事務処理に関するもの (130)	
	<p>(1) 返還金の徴収事務の遅延等 「信州割SPECIAL」事業における返還金の徴収事務において、納期限までに納入されない場合は、納期限後20日以内に督促状を発すべきところ、納期限の40日後に発付していた。 また、督促状に指定する履行期限を発付の日から起算して10日を経過した日とすべきところ、14日を経過した日としていた。 (1件:98,105,500円)</p>	観 光 誘 客 課
	<p>(2) 督促状の未発付 ア 行政財産使用許可に係る管理経費の徴収事務において、納期限までに納入されない場合は、納期限後20日以内に督促状を発すべきところ、これを行っていないかった。(1件:6,871円) イ 作業学習等生産物販売に係る管理経費(光熱水費)の徴収事務において、納期限までに納入されない場合は、納期限後20日以内に督促状を発すべきところ、これを行っていないかった。 (1件:189円)</p>	上 伊 那 地 域 振 興 局 総 務 管 理 課 飯 山 養 護 学 校
	<p>(3) 県営住宅家賃徴収事務に係る不適切な現金取扱い 県営住宅家賃の支払いに来所した者に対し、その者が申し出た現金を受領する前に、誤って当該金額についての領収書を交付した。これにより現金受領未済の事実を主張することが困難となり、当該金額を公費で負担することとなった。 (1件:20,000円)</p>	大 町 建 設 事 務 所

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機 関 名
契 約 事 務 4 件	1 入札参加要件の設定又は請負人等の選定の事務処理に関するもの (250)	
	<p>(1) 建設工事請負人等選定委員会による審議未実施</p> <p>工事の発注に際し、建設工事の請負契約に係るものであるにもかかわらず需用費により発注し、工事代金支払後に誤りに気づき工事請負費に科目訂正を行っていた。そのため、本来必要な建設工事請負人等選定委員会の審議をしていなかった。</p> <p>・ 寄宿舍廊下間仕切り設置工事 (契約金額 : 363,000円)</p>	木 曾 養 護 学 校
	2 入札手続及び見積書徴取の事務処理に関するもの (260)	
	<p>(1) 随意契約における1者からの見積書の徴取</p> <p>随意契約により実施した委託業務について、選定した2者へ見積書の提出を依頼したところ、予定価格を超過していたため2回目の見積書の提出を依頼した。その結果、1者のみからの提出であったが、予定価格の範囲内であったことから採用決定とし契約を締結したため、「2人以上の者から見積書を徴する」要件を満たさなかった。</p> <p>・ 令和5年度 国補道路改築 (道路メンテナンス) 事業に伴う地質調査業務 (契約金額 : 11,660,000円)</p>	飯 田 建 設 事 務 所
	3 その他契約の事務処理に関するもの (270)	
	<p>(1) 委託契約における消費税の不適切な取扱い</p> <p>障がい児等療育支援事業の委託契約については、消費税課税対象事業であったにもかかわらず、過去に受託者に対して当該事業を「消費税非課税」である旨の誤った通知をしていたために、一部の受託者が消費税・地方消費税を納付していなかった。このため、修正申告により納付した消費税・地方消費税及びこれに伴う延滞税相当分について、県費による損害賠償が発生した。</p> <p>(6件 : 2,628,058円)</p>	障 が い 者 支 援 課
	<p>(2) 求人広告掲載における不適切な事務処理</p> <p>令和5年度会計年度任用職員の採用のための民間の求人広告掲載に係る契約に際し、決裁を経ることなく、無料契約の申込みを行っていた。</p> <p>また、無料掲載の期間満了日までに、利用規約に定める契約解除の手続きを行わなかったため、当初予定していなかった広告掲載料が発生した。(1件 : 297,000円)</p>	南 信 工 科 短 期 大 学 校

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機 関 名
支 出 事 務 9 件	1 職員手当支給の返納又は追給を要するもの (311)	
	(1) 教育業務連絡指導手当等の誤支給 ア 教育業務連絡指導手当等について、年次休暇等取得日に当該手当を支給していた。 ・佐久市立臼田小学校 4件：900円 イ 教育業務連絡指導手当について、年次休暇等取得日に当該手当を支給していた。 ・木曾町立開田中学校 1件：100円	東 信 教 育 事 務 所 中 信 教 育 事 務 所
	2 工事請負費の執行に関するもの (331)	
	(1) 請負代金額の算定における不適切な事務処理 急激な物価変動に伴う請負代金額の変更額(工事請負契約書第26条第6項の規定によるインフレスライド額)の算定方法が適切でなかった。【重点監査テーマ2】 ・施設課 2件：99,000円 ・佐久地域振興局農地整備課 2件：319,000円 ・上田地域振興局農地整備課 1件：22,000円 ・上伊那地域振興局農地整備課 1件：157,300円	施 設 課 佐 久 地 域 振 興 局 農 地 整 備 課 上 田 地 域 振 興 局 農 地 整 備 課 上 伊 那 地 域 振 興 局 農 地 整 備 課
	3 役務費、使用料の執行に関するもの (351)	
(1) 求人広告掲載における不適切な事務処理 令和5年度会計年度任用職員の求人広告掲載料(役務費)について、資金前渡及び前金払のできる経費に該当しない経費に対して、資金前渡及び前金払で支出していた。(1件：330,000円)	姫 川 砂 防 事 務 所	

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名
支 出 事 務	4 支出負担行為の時期に関するもの (383)	
	(1) 求人広告掲載における不適切な事務処理 令和5年度会計年度任用職員の求人広告掲載料(役務費)について、無料掲載から有料掲載への切替時に支出負担行為の決議を行うべきところ、行っていなかった。(1件:330,000円)	姫川砂防事務所
	5 事前審査の事務処理に関するもの (384)	
	(1) 支出負担行為時における事前審査未実施 ア 委託契約及び賃貸借契約について、財務規則第64条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。 ・学生寮給食業務委託契約(契約金額:1,343,000円) ・サーバ等賃貸借契約(契約金額:1,015,080円) イ 委託契約について、財務規則第64条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。 ・独身寮賄・清掃業務委託契約(契約金額:1,450,170円)	農業試験場 果樹試験場 姫川砂防事務所
	(2) 支出負担行為変更時における事前審査未実施 工事請負契約について、財務規則第65条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。 ・管理混合教室棟トイレ改修工事(契約金額:57,266,000円)	飯田高等学校
	6 給付完了検査の事務処理に関するもの (385)	
	(1) 給付完了検査調書の未作成 委託契約及び賃貸借契約について、給付完了確認後に検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。 ・学生寮給食業務委託契約(契約金額:1,343,000円) ・サーバ等賃貸借契約(契約金額:1,015,080円)	農業試験場 果樹試験場

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名
支 出 事 務	7 その他支出の事務処理に関するもの (386)	
	<p>(1) 補助金の概算払の精算未回付 補助金等の全額を概算払で支出した場合は、額を確定したときは関係書類を出納機関へ回付すべきところ、これを行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防ポンプ操法県大会及び地区大会の開催経費等に係る補助金 (5,025,000円) 	消 防 課
	<p>(2) 支払遅延による遅延利息の発生 令和4年度3月分の灯油代金 (382,800円) について、令和5年5月3日までに支払うべきところ、財務オンラインにおける支払登録の未実施により、令和5年5月25日に支払ったため、遅延利息が500円生じた。</p>	白 馬 高 等 学 校
補助金 事 務 1 件	1 その他補助金の事務処理に関するもの (430)	
	<p>(1) 補助金の額の確定の遅延 補助金の額の確定について、令和6年4月25日までに行うべきところ、これを過ぎて行っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県スポーツ協会運営費等補助金 5月7日 ・馬匹管理費補助金 5月8日 	ス ポ ー ツ 振 興 課

【企業特別会計】

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名
収 入 事 務 1 件	1 調定の時期に関するもの (124) (1) 管理経費の調定年度の誤り 令和4年度の行政財産貸付に係る管理経費を、令和5年度の収入として調定していた。(1件:5,723円)	千曲川流域 下水道事務所

4 検討事項

分類	検討事項	機関名
支出 事務 1件	<p>1 公共工事におけるスライド条項の適用状況について（重点監査テーマ2再掲）</p> <p>(1) スライド条項のわかりやすいマニュアルの整備 「インプレスライド条項」について国から示されたマニュアルに基づき県のマニュアルが作成されていますが、スライド額の最終的な計上方法が理解しづらいため、一部の機関で算定に誤りが発生しています。職員が理解しやすいようにマニュアルにスライド額の最終的な算定方法を例示するなどわかりやすいマニュアルに向けた整備を検討してください。</p>	水道・生活 排水課 農地整備課 森林政策課 建設政策課 (技術管理室) 水道事業課

5 分類別指摘事項等の件数

(分類コード) 指摘事項・指導事項・検討事項の分類	一般会計 ・特別会計				企 業 特別会計				総 計	
	指 摘	指 導	検 討	合 計	指 摘	指 導	検 討	合 計		
1 収入事務関係										
(110) 収入未済額の解消に関するもの										
(121) 使用料の算定に関するもの										
(122) 貸付料の算定に関するもの										
(123) 管理経費の算定に関するもの										
(124) 調定の時期に関するもの						1		1	1	
(125) その他調定等の事務処理に関するもの		5		5					5	
(130) その他収入の事務処理に関するもの		3		3					3	
小 計		8		8		1		1	9	
2 契約事務関係										
(210) 契約書又は請書の作成に関するもの										
(220) 契約書等の記載内容に関するもの										
(230) 随意契約の理由等に関するもの										
(240) 予定価格の設定の事務処理に関するもの										
(250) 入札参加要件の設定又は請負人等の選定の事務処理に関するもの		1		1					1	
(260) 入札手続及び見積書徴取の事務処理に関するもの		1		1					1	
(270) その他契約の事務処理に関するもの		2		2					2	
小 計		4		4					4	
3 支出事務関係										
(311) 職員手当支給の返納又は追給を要するもの		1		1					1	
(312) その他職員手当支給の事務処理に関するもの										
(321) 旅費の返納又は追給を要するもの										
(322) その他旅費支給の事務処理に関するもの										
(331) 工事請負費の執行に関するもの		1	1	2					2	
(341) 委託料の執行に関するもの										
(351) 役務費、使用料の執行に関するもの		1		1					1	
(361) 備品購入費の執行に関するもの										
(371) 需用費の執行に関するもの										
(381) 効率的・計画的な予算執行に関するもの										
(382) 支出科目に関するもの										
(383) 支出負担行為の時期に関するもの		1		1					1	
(384) 事前審査の事務処理に関するもの		2		2					2	
(385) 給付完了検査の事務処理に関するもの		1		1					1	
(386) その他支出の事務処理に関するもの		2		2					2	
小 計		9	1	10					10	
4 補助金事務関係										
(410) 交付決定等の事務処理に関するもの										
(420) 実績報告書の提出の時期に関するもの										
(430) その他補助金の事務処理に関するもの		1		1					1	
小 計		1		1					1	
5 財産管理事務関係										
(510) 公有財産に関する帳票の整理等に関するもの										
(520) 物品に関する帳票の整理等に関するもの										
(530) 財産の有効利用等に関するもの										
(540) その他財産管理に関するもの		1		1					1	
小 計		1		1					1	
6 その他										
(610) その他の事務処理に関するもの		1		1					1	
小 計		1		1					1	
合 計		2	22	1	25		1		1	26

第3 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりです。

意見については、当該事項を所管する関係機関（全機関の場合は各部局主管課等）に対し、対応方針の回答を求めました。

また、各機関がそれぞれ実情に合わせ行っている取組の中から、他の機関においても有効かつ実効性があると考えられる事例を37ページに掲載しましたので、参考にしてください。

1 各部局に共通する意見

意 見
<p>1 内部統制制度の着実な運用とコンプライアンスの推進</p> <p>指摘、指導及び検討事項は26件でした。</p> <p>各機関が適正な事務執行に努めている中で、不注意による法令違反や事務処理の遅延など不適切な事案が見受けられました。また、現金取扱い時の不適切な処理や広告掲載契約の解除手続き漏れにより、当初予定していなかった費用を負担せざるを得なくなった事案も見受けられました。なお、不適切事案発生の要因として全事案の6割超に制度の理解不足が、7割程度に注意・チェック不足や担当者任せとなっている状況が見受けられました。</p> <p>(1) 組織としてのチェック・進捗管理の強化</p> <p>不適切事案の多くについては、職場内でのコミュニケーションを活性化し、正しい情報共有がなされていれば、未然防止や早期対応ができた可能性があったと思料されます。また一般に、デジタルデバイスによる業務が汎用化し、在宅勤務など働き方の多様化も進むなか、職員間で業務の状況が見えにくくなる懸念もあります。</p> <p>職場において積極的にコミュニケーションを図るとともに、改めて業務を可視化し、事務処理手順を確認して情報共有するなど、組織としてチェック機能を高め、進捗管理に努めてください。</p> <p>(2) リスクの共有</p> <p>令和5年度の定期監査結果報告において指導事項となった事案※について、同様の事務処理を行っている機関に認知度を調査したところ、調査対象の約7割は指導事項について認知していませんでした。他部局で発生した不適切な事務処理についても、内部統制制度の体制を活用し、同様な事務を行う機関に対して周知・共有し、事前に対策を講じるなど不適切な事案の発生防止に努めてください。</p> <p>※国庫補助事業に関し、メールの見落としにより不適切な事務処理となったもの</p> <p>(3) 「かえるプロジェクト」の推進</p> <p>組織風土改革「かえるプロジェクト」がデジタル技術の活用による公務能率の向上等と併せて進められています。これらは、不適切事案発生の背景となる仕事の多忙感の解消や内部統制制度の効果的な運用の観点からも有用であると考えられますので、積極的な取組が行われ、成果につながることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">(所管機関：全機関)</p>

意 見

2 税外収入未済額の解消

令和5年度の収入未済額のうち、県税に係るものを除いた税外収入未済額の状況は、次ページ「一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表」のとおりです。その総額は24億8,825万余円で、前年度に比べ895万余円（0.4%）の減少となっています。

【①税外収入未済額の推移】

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減	前年度比
税外収入未済額	2,488,259,379円	2,497,217,494円	△8,958,115円	99.6%

※ 令和4年度の収入未済額から、令和5年度に企業特別会計に移行した総合リハビリテーションセンターの収入未済額 5,492,456円を除いています。

（上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳）

区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増減額 D－(A＋ B＋C)
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C		
税外収入未済額	102,288,650円	140,808,713円	4,961,092円	239,100,340円	△8,958,115円

このうち、貸付金など継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権の税外収入未済額（一覧表のうち※を付したもの）は18億821万余円で、前年度に比べ1,326万余円（0.7%）の増加となっています。

【②継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権の税外収入未済額の推移】

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減	前年度比
税外収入未済額のうち ※を付したものの計	1,808,219,562円	1,794,952,236円	13,267,326円	100.7%

（上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳）

区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増減額 D－(A＋ B＋C)
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C		
税外収入未済額のうち ※を付したものの計	87,627,313円	18,116,469円	787,470円	119,798,578円	13,267,326円

本年度の税外収入未済額は前年度と比べ 895万余円（0.4%）減少していますが、新たに2億3,910万余円が未収金となり、依然として多額となっています。

収入未済となったものについては、引き続き平成26年3月に長野県税外未収金縮減対策委員会が策定した「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」に基づき、本庁と現地機関が一体となり縮減に向けた取組を積極的に進めてください。

特に、収入未済額が減少していない未収金にあっては、それぞれの機関において、現在の取組の効果検証を行うなど、発生を未然に防止する対策を含めて対応策を講じてください。

また、収入未済額が前年度から増加しているものについては、「2 部局ごとの意見」において個別に記載をしてあります。

（所管機関：収入未済額のある機関を所管する課）

意 見

一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表

部 局	所 管 課	内 容	収入未済額 (円)
総 務 部	税務課	県税付帯債権 (延滞金等)	9,753,220 ★公
	財産活用課	その他	6,871 *公
県 民 文 化 部	こども・家庭課	児童福祉施設入所負担金 ※	92,096,609 ★公
	こども・家庭課	児童扶養手当過払返納金 ※	13,098,180 *公
	こども・家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※ (特)	149,635,403 私
健 康 福 祉 部	医師・看護人材確保対策課	看護職員修学資金貸付金 ※	3,205,000 私
	地域福祉課	生活保護費返還金	52,959,580 ★*公
	障がい者支援課	社会福祉施設入所者負担金 ※	4,537,651 ★公
	障がい者支援課	心身障害者扶養共済加入者掛金 ※ (特)	7,421,230 私
	障がい者支援課	心身障害者扶養共済年金給付返納金 (特)	60,000 私
	医師・看護人材確保対策課 他	その他	2,997,974
環 境 部	資源循環推進課	不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金	274,133,188 ★公
産 業 労 働 部	産業政策課	新型コロナ中小企業者等特別応援金返還金	350,000 *公
	産業人材育成課	工科短期大学校授業料	195,000 *公
	営業局	飲食・サービス業等グループ補助金返還金	4,509,308 *公
	経営・創業支援課	高度化資金貸付金 ※ (特)	922,284,920 私
	経営・創業支援課	設備近代化資金貸付金 (特)	6,960,566 私
観 光 ス ポー ツ 部	観光誘客課	「信州割SPECIAL」事業における返還金	98,105,500 *公
農 政 部	農業政策課	信州農業6次産業化推進事業補助金返還金	15,638,566 *公
	農村振興課	農業次世代人材投資事業 (準備型) 返還金	8,575,000 *公
	農村振興課	農業改良資金貸付金 (特)	21,322,000 私
	農村振興課	漁業改善資金貸付金 (特)	940,000 私
林 務 部	森林づくり推進課	森林造成事業補助金返還金	14,281,100 *公
	森林づくり推進課	造林事業に係る補助金に関する損害賠償金	146,986,175 私
	信州の木活用課	林業・木材産業改善資金貸付金 ※ (特)	13,235,930 私
	信州の木活用課	林業・木材産業改善資金貸付金違約金 (特)	2,111,578 私
建 設 部	道路管理課	事故等に係る原因者負担金	1,174,200 ★公
	河川課	河川占用料	17,095,482 ★公
	建築住宅課	県営住宅使用料 ※	182,622,660 私
	建築住宅課	県営住宅敷地 (駐車場) 使用料 ※	3,196,753 私
	建築住宅課	県営住宅明渡請求による契約解除に伴う損害賠償金 ※	112,938,445 私
	建築住宅課 他	その他	1,532,234
教 育 委 員 会	高校教育課	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金 ※	1,600,000 私
	高校教育課	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金 ※	161,633,111 私
	高校教育課	高等学校授業料 ※	1,894,864 *公
	高校教育課	高等学校等奨学金貸付金 ※ (特)	113,924,396 私
	高校教育課	高等学校等遠距離通学費貸付金 ※ (特)	24,894,410 私
	高校教育課 他	その他	352,275 私
貸付金など継続性があり今後も収入未済の発生が見込まれる債権 (※) の計			1,808,219,562
合 計			2,488,259,379

※：貸付金など継続性があり今後も収入未済の発生が見込まれる債権
(特)：特別会計に係る貸付金などの債権
★公：県が有する公法上の債権、いわゆる公債権のうち個々の法令により強制徴収手続が規定されている「強制徴収公債権」
*公：県が有する公法上の債権、いわゆる公債権のうち個々の法令により強制徴収手続が規定されていない「非強制徴収公債権」
私：県と相手方との合意に基づいて発生する私法上の債権、いわゆる「私債権」

2 部局ごとの意見

部局等	意見	所管機関																									
県民文化部	<p>1 税外収入未済額の解消</p> <p>(1) 収入済額に比して現年度発生分の額が多額となっています。収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉施設入所負担金</td> <td>92,096,609円</td> <td>88,878,983円</td> <td>3,217,626円</td> <td>103.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉施設入所負担金</td> <td>1,191,902円</td> <td>12,679,945円</td> <td>37,200円</td> <td>17,126,673円</td> <td>3,217,626円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和5年度	令和4年度	増減額	前年度比	児童福祉施設入所負担金	92,096,609円	88,878,983円	3,217,626円	103.6%	区分	過年度発生分			現年度発生分D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額C	児童福祉施設入所負担金	1,191,902円	12,679,945円	37,200円	17,126,673円	3,217,626円	こども・家庭課 (児童相談・養育支援室)
区分	令和5年度	令和4年度	増減額	前年度比																							
児童福祉施設入所負担金	92,096,609円	88,878,983円	3,217,626円	103.6%																							
区分	過年度発生分			現年度発生分D	増減額 D-(A+B+C)																						
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額C																								
児童福祉施設入所負担金	1,191,902円	12,679,945円	37,200円	17,126,673円	3,217,626円																						
健康福祉部	<p>2 税外収入未済額の解消</p> <p>(1) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員修学資金貸付金</td> <td>3,205,000円</td> <td>3,038,100円</td> <td>166,900円</td> <td>105.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員修学資金貸付金</td> <td>1,444,100円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>1,611,000円</td> <td>166,900円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和5年度	令和4年度	増減額	前年度比	看護職員修学資金貸付金	3,205,000円	3,038,100円	166,900円	105.5%	区分	過年度発生分			現年度発生分D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額C	看護職員修学資金貸付金	1,444,100円	0円	0円	1,611,000円	166,900円	医師・看護人材確保対策課
区分	令和5年度	令和4年度	増減額	前年度比																							
看護職員修学資金貸付金	3,205,000円	3,038,100円	166,900円	105.5%																							
区分	過年度発生分			現年度発生分D	増減額 D-(A+B+C)																						
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額C																								
看護職員修学資金貸付金	1,444,100円	0円	0円	1,611,000円	166,900円																						
	<p>(2) 収入済額に比して現年度発生分の額が多額となっています。収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設入所者負担金</td> <td>4,537,651円</td> <td>4,011,299円</td> <td>526,352円</td> <td>113.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設入所者負担金</td> <td>103,500円</td> <td>513,527円</td> <td>0円</td> <td>1,143,379円</td> <td>526,352円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和5年度	令和4年度	増減額	前年度比	社会福祉施設入所者負担金	4,537,651円	4,011,299円	526,352円	113.1%	区分	過年度発生分			現年度発生分D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額C	社会福祉施設入所者負担金	103,500円	513,527円	0円	1,143,379円	526,352円	障がい者支援課
区分	令和5年度	令和4年度	増減額	前年度比																							
社会福祉施設入所者負担金	4,537,651円	4,011,299円	526,352円	113.1%																							
区分	過年度発生分			現年度発生分D	増減額 D-(A+B+C)																						
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額C																								
社会福祉施設入所者負担金	103,500円	513,527円	0円	1,143,379円	526,352円																						

部局等	意 見	所管機関
健康 福祉部	<p>3 生活保護業務における不適切な事務処理</p> <p>令和3年度から令和4年度にかけて、国民の最低限度の生活を保障する生活保護業務において、不適切な事務処理により生活保護費の過支給の他、支給遅延、未支給（支給不能）を生じさせるという事案が発生しました。</p> <p>担当職員が必要性を認識しながら適切な事務処理を行わなかったことが主な原因ではありましたが、業務の進行管理など、組織的な取組が不十分であったことが、不適切な事務処理が長期化かつ拡大した要因と思料されます。</p> <p>担当職員の仕事の進め方に加え、不適切事案の存在及び発生原因を一定程度認識しながら、早期かつ組織的に対処できなかった原因、課題等について事業主管課である地域福祉課と連携して把握・分析のうえ、有効な対策を実施し、再発防止に万全を期してください。</p> <p>また、過支給となった生活保護費の返還については、被保護者や債務者の生活実態を把握したうえで適切な対応に努めてください。</p>	伊 那 保 健 福 祉 事 務 所
観 光 ス ポーツ部	<p>4 「信州割SPECIAL」の不適切受給に係る対応</p> <p>県内の旅行の割引分を補助するとともに旅行中に利用可能な地域クーポンを進呈した誘客促進事業「信州割SPECIAL」において、事業者からの虚偽の申請による支援金等の不適切受給が判明したことから、令和5年度中に支援対象とした全事業者の調査を開始し、不適切受給等により返還請求した事業者のうち1件が収入未済となっています。</p> <p>また、令和6年度も調査を継続し、過誤受給等が判明した場合は返還請求するなど対応しているところです。</p> <p>引き続き必要な調査を実施するとともに、全国的な制度として短期間のうちに制度設計を行い実施された当該事業について、制度やその管理・運用方法などについて振り返って検討し、今後同様な事業を実施する際には、架空請求等による不適切な給付を防止する仕組みを構築するなど、万全を期してください。</p>	観光誘客課

部局等	意見	所管機関																									
農政部	<p data-bbox="277 309 628 342">5 税外収入未済額の解消</p> <p data-bbox="304 371 1260 450">(1) 補助金の交付決定取消に伴う未収額が現年度発生分として増加しています。収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <table border="1" data-bbox="317 474 1235 622"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信州農業6次産業化推進事業補助金返還金</td> <td>15,638,566円</td> <td>11,136,364円</td> <td>4,502,202円</td> <td>140.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="347 651 967 685">(上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳)</p> <table border="1" data-bbox="317 687 1235 898"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過 年 度 発 生 分</th> <th rowspan="2">現年度発生分D</th> <th rowspan="2">増減額 D - (A + B + C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信州農業6次産業化推進事業補助金返還金</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>4,502,202円</td> <td>4,502,202円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	前年度比	信州農業6次産業化推進事業補助金返還金	15,638,566円	11,136,364円	4,502,202円	140.4%	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分D	増減額 D - (A + B + C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	信州農業6次産業化推進事業補助金返還金	0円	0円	0円	4,502,202円	4,502,202円	農業政策課
区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	前年度比																							
信州農業6次産業化推進事業補助金返還金	15,638,566円	11,136,364円	4,502,202円	140.4%																							
区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分D	増減額 D - (A + B + C)																						
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																								
信州農業6次産業化推進事業補助金返還金	0円	0円	0円	4,502,202円	4,502,202円																						

部局等	意見	所管機関						
林務部	<p>6 北アルプス森林組合（旧大北森林組合）等の補助金不適正受給に係る債権の早期回収及び収入未済の早期解消</p> <p>(1) 北アルプス森林組合（旧大北森林組合） 補助金返還請求及び損害賠償請求については、令和5年度まで「補助金返還等支払計画及び事業経営計画」に沿った返還、納付が行われてきました。 当該計画については経営分析や社会情勢により5年ごとに見直すと言われていましたが、組合から令和6年6月に1年前倒しで見直したい旨の申し入れがあり、県では、「組合経営が厳しい状況は理解するが、計画の見直しの前倒しではなく、より実効性のある経営改善に積極的に取り組むべき」とし、「組合が地域の森林・林業の中核的存在として、安定的な事業運営や債務の返還等が実施できるよう引き続き必要な指導、支援に取り組む」と回答しています。また、次期計画の策定について、「外部有識者も加えて多角的視点から経営の改善について検討し、次の5年間の計画を策定するべく今後の作業を進めることが必要」としています。 組合と十分にコミュニケーションをとり状況を把握しつつ、組合経営の健全化に向けた実効性のある計画が策定され、着実に実行されるよう、関係機関とも連携しながら適切な指導、助言などを行い、債権の早期回収に努めてください。</p> <p>(2) 大北森林組合元専務理事 損害賠償請求等については、分割納付により令和5年度は12万円、累計で30万円の納付となっています。引き続き相手方と連絡を取り、状況を把握・分析したうえで適切な対応を行い、計画的かつ確実な回収及び収入未済の早期解消に努めてください。</p> <p>(3) ひふみ林業（有） 補助金返還請求及び損害賠償請求については、分割納付により令和5年度は10万円、累計で831,486円の納付となっています。引き続き相手方と連絡を取り、状況を把握・分析したうえで適切な対応を行い、計画的かつ確実な回収及び収入未済の早期解消に努めてください。</p> <p>令和5年度末残高</p> <table data-bbox="438 1742 1209 1861"> <tr> <td>北アルプス森林組合（旧大北森林組合）</td> <td>929,746,836円</td> </tr> <tr> <td>大北森林組合元専務理事</td> <td>129,954,608円</td> </tr> <tr> <td>ひふみ林業（有）</td> <td>31,312,667円</td> </tr> </table> <p>計 1,091,014,111円</p>	北アルプス森林組合（旧大北森林組合）	929,746,836円	大北森林組合元専務理事	129,954,608円	ひふみ林業（有）	31,312,667円	信州の木活用課 森林づくり推進課
北アルプス森林組合（旧大北森林組合）	929,746,836円							
大北森林組合元専務理事	129,954,608円							
ひふみ林業（有）	31,312,667円							

部局等	意見	所管機関																																																		
林務部	<p>7 信州F・POWERプロジェクトへの対応</p> <p>県は、平成25年の「信州F・POWERプロジェクト事業計画」策定以来、当プロジェクトに約25億円の補助金を交付するほか、原木の安定供給に向けた関係者間の調整等、計画実行のための取組を行ってきました。</p> <p>しかし事業者の収益悪化により、木材加工事業については、民事再生手続きを経て、令和6年4月以降新たな経営体制のもとで事業が継続されています。また発電事業については、今後新会社に事業譲渡され、これまで事業を担ってきた会社は特別清算を行う見込みとされているところです。</p> <p>当プロジェクトの目的である木材の新たな持続的需要創出と環境負荷の少ない循環型社会の形成は、引き続きその達成が求められる課題です。また、これまでの関係者の尽力とともに、県が多額の補助金等を交付してきているところでもあり、安定的に事業が継続され、所期の目的に沿った成果に結びつくことが強く求められます。</p> <p>については、今日の状況に至った経緯を踏まえ、関係者の取組を適切に支援することにより、森林資源の有効活用による、林業・木材産業の活性化等の実現のために取り組んでください。</p>	信州の木活用課（県産材利用推進室）																																																		
建設部	<p>8 税外収入未済額の解消</p> <p>(1) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <p>ア 道路占用料</p> <table border="1" data-bbox="336 1301 1220 1391"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路占用料</td> <td>217,578円</td> <td>153,771円</td> <td>63,807円</td> <td>141.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳)</p> <table border="1" data-bbox="336 1458 1220 1619"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路占用料</td> <td>2,212円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>66,019円</td> <td>63,807円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 道路占用料に係る延滞金</p> <table border="1" data-bbox="336 1686 1220 1805"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路占用料に係る延滞金</td> <td>53,198円</td> <td>43,587円</td> <td>9,611円</td> <td>122.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳)</p> <table border="1" data-bbox="336 1872 1220 2056"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路占用料に係る延滞金</td> <td>138円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>9,749円</td> <td>9,611円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和5年度	令和4年度	増減額	前年度比	道路占用料	217,578円	153,771円	63,807円	141.5%	区分	過年度発生分			現年度発生分D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	道路占用料	2,212円	0円	0円	66,019円	63,807円	区分	令和5年度	令和4年度	増減額	前年度比	道路占用料に係る延滞金	53,198円	43,587円	9,611円	122.1%	区分	過年度発生分			現年度発生分D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	道路占用料に係る延滞金	138円	0円	0円	9,749円	9,611円	道路管理課
区分	令和5年度	令和4年度	増減額	前年度比																																																
道路占用料	217,578円	153,771円	63,807円	141.5%																																																
区分	過年度発生分			現年度発生分D	増減額 D-(A+B+C)																																															
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																																																	
道路占用料	2,212円	0円	0円	66,019円	63,807円																																															
区分	令和5年度	令和4年度	増減額	前年度比																																																
道路占用料に係る延滞金	53,198円	43,587円	9,611円	122.1%																																																
区分	過年度発生分			現年度発生分D	増減額 D-(A+B+C)																																															
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																																																	
道路占用料に係る延滞金	138円	0円	0円	9,749円	9,611円																																															

部局等	意見	所管機関																																																		
建設部	<p>(2) 収入未済額の縮減について</p> <p>ア 県営住宅使用料</p> <p>収入済額に比して現年度発生分の額が多額となっています。収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <table border="1" data-bbox="343 533 1238 631"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅使用料</td> <td>182,622,660円</td> <td>143,820,190円</td> <td>38,802,470円</td> <td>127.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳)</p> <table border="1" data-bbox="343 694 1238 878"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅使用料</td> <td>24,984,320円</td> <td>1,220,857円</td> <td>180,800円</td> <td>65,188,447円</td> <td>38,802,470円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 県営住宅敷地（駐車場）使用料</p> <p>収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <table border="1" data-bbox="343 1003 1238 1115"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅敷地（駐車場）使用料</td> <td>3,196,753円</td> <td>2,528,553円</td> <td>668,200円</td> <td>126.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳)</p> <table border="1" data-bbox="343 1182 1238 1393"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅敷地（駐車場）使用料</td> <td>1,076,200円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>1,744,400円</td> <td>668,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	前年度比	県営住宅使用料	182,622,660円	143,820,190円	38,802,470円	127.0%	区 分	過年度発生分			現年度発生分D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額C	県営住宅使用料	24,984,320円	1,220,857円	180,800円	65,188,447円	38,802,470円	区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	前年度比	県営住宅敷地（駐車場）使用料	3,196,753円	2,528,553円	668,200円	126.4%	区 分	過年度発生分			現年度発生分D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額C	県営住宅敷地（駐車場）使用料	1,076,200円	0円	0円	1,744,400円	668,200円	建築住宅課 (公営住宅室)
区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	前年度比																																																
県営住宅使用料	182,622,660円	143,820,190円	38,802,470円	127.0%																																																
区 分	過年度発生分			現年度発生分D	増減額 D-(A+B+C)																																															
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額C																																																	
県営住宅使用料	24,984,320円	1,220,857円	180,800円	65,188,447円	38,802,470円																																															
区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	前年度比																																																
県営住宅敷地（駐車場）使用料	3,196,753円	2,528,553円	668,200円	126.4%																																																
区 分	過年度発生分			現年度発生分D	増減額 D-(A+B+C)																																															
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額C																																																	
県営住宅敷地（駐車場）使用料	1,076,200円	0円	0円	1,744,400円	668,200円																																															
北アルプス地域振興局	<p>9 車検切れ公用車の運行に係る再発防止</p> <p>自動車検査証（車検）及び自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の有効期限については、事業者からのお知らせはがきにより確認していたところ、これが不達であったため、公用車1台について、期限後24日の間に12日、延べ13回運行に供していました。</p> <p>車検切れ自動車の運行は、道路運送車両法違反であり、運転者及び自動車の所有者に対する罰則規定が設けられています。また、自賠責保険に未加入の自動車の運行は、自動車損害賠償保障法違反であり、運転者に対する罰則規定が設けられています。</p> <p>有効期限については事業者からの通知に頼ることなく、自律的に確認できる対策を徹底し、公用車の適正な管理を行うよう、再発防止に努めてください。</p>	北アルプス農業農村支援センター																																																		

3 重点監査テーマの意見（再掲）

部局等	意見	所管機関
総務部	<p>1 監査と内部統制の連携による不適切事案発生防止について</p> <p>(1) 指摘事項等に係る行動計画の策定 前年度の定期監査の結果において指摘事項等とされた機関が、運用の手引において策定することとされている行動計画を策定するよう、周知徹底してください。</p> <p>(2) 早期の情報共有 令和5年度に指導事項とされた不適切な事務処理について、令和6年度の定期監査においても、別の機関が同様の不適切な事務処理により指導事項とされた事案が見受けられました。 不適切事例の早期の共有は再発防止に有効ですので、コンプライアンス推進本部会議、部局等コンプライアンス委員会など内部統制体制を活用し、監査結果報告の前後にかかわらず、全庁、部局等、案件に応じた適切な範囲での速やかな情報共有に、引き続き務めてください。</p> <p>(3) 監査結果を踏まえたリスク選定等による効果的な制度運用 全機関において、定期監査の結果などを踏まえリスクを選定し、各々の職場の実態に合わせ、実行可能で効果的な行動計画を策定し、着実に実行するよう引き続き努めてください。 また、継続的なモニタリング、評価プロセスを通じたPDCAサイクルの中で、行動計画の目標を達成した場合であってもブラッシュアップを行い、行動計画の逐次改善を図るなど、より効果的な制度運用が行われるよう引き続き努めてください。</p> <p>(4) 「自分ごと」としての行動計画の運用 各機関の行動計画には、複数の事務に関し、ダブルチェックの実施や制度に関する研修会の受講などが包括的に定められている場合が多いことから、個別の事務処理を行う際にリスクとして認識されていない事案が見受けられました。 一方、全てのリスクに対応するためにコストを過大にすることを、内部統制制度では避けるべきとしていますし、個別の業務について全て行動計画を策定するなどの過大な負担が、全体のリスクを増大させる場合も考えられます。 ついては、個別の業務を行う担当者等の当事者が、リスク評価、行動計画の策定に関わり、各機関の実情に即したリスクを認識して、実行に移していくことが必要であると考えます。 組織として、また、担当者等の当事者が「自分ごと」として実践する職場風土の醸成が、一層図られるよう努めてください。</p>	コンプライアンス・行政経営課

部局等	意 見	所管機関
環境部 農政部 林務部 建設部 企業局	<p>2 公共工事におけるスライド条項の適用状況について</p> <p>スライド条項の適用にあたっては、以下の点に留意し、発注者として適切に事務処理を行ってください。</p> <p>(1) マニュアル等に基づく適切な事務処理について、間違いやすいポイントを示すなどした説明会を定期的実施する等により、担当職員に周知を図ってください。</p> <p>(2) 制度上は請求主義によるものとされていますが、適正な請負代金額での契約の締結に努めるため、受注者との良好で円滑な関係を構築し、個々の案件に対して適時適切にスライド条項の周知を図るなど、受注者が契約書に定められているスライド条項に基づく請求がしやすい環境をつくるよう努めてください。</p> <p>(3) スライド条項の対応では、スライド額の算定に時間を要するなど予算管理を含めた作業の負担を軽減するため、対応する担当者任せにすることなく担当課、担当部局によるサポート体制の構築を図ってください。</p>	水道・生活排水課 農地整備課 森林政策課 建設政策課(技術管理室) 水道事業課

《参考》 他の機関で紹介できる有効な取組事例

参考となる取組事例について紹介しますので、各機関の状況により、必要に応じて活用を図ってください。

1 補助金・交付金の事務手続経過の記録について <諏訪保健福祉事務所>

諏訪保健福祉事務所では、補助金・交付金の事務手続において、書類綴りの頭に、各書類の手続内容のほか、手続の処理経過を記録しています。（下記のとおり）

この取組により、手続の手順やスケジュール、各手続の進捗が一目で分かるため、日頃の事務において進捗確認や処理漏れ防止になるほか、この記録をそのまま引継に使うことができます。

この取組は、同様の事務を行う他の機関においても参考となる事例として評価できます。

ファイル名 R5 児童手当（交付金）

	日付	内容	備考
1	R5.5.12	予算再配当通知	
2	R5.5.15	交付申請書の提出について	5/15市町村へ申請書提出依頼 →5/22期限
3	R5.5.24	交付決定について	
4	R5.5.24	支出負担行為決議	
5	R5.6.2	【概算払1回目】6月	5/24市町村へ請求書提出依頼 →5/26期限
6	R5.9.1	所要額調査（1回目）（市町村へ照会→本庁へ報告）	8/24本庁より照会（9/4㊟） 8/25市町村へ照会→8/31期限

(別表) 監査実施機関一覧

1 一般会計・特別会計

(1) 実地監査

監査実施機関名	監査年月日	監査実施機関名	監査年月日
伊那警察署	令和6年2月7日	塩尻志学館高等学校	令和6年6月17日
南信労政事務所	令和6年2月8日	大町保健福祉事務所	令和6年6月19日
松本深志高等学校	令和6年2月9日	土尻川砂防事務所 *	令和6年6月25日
松本警察署	令和6年2月9日	辰野高等学校	令和6年6月26日
工業技術総合センター (食品技術部門)	令和6年2月13日	安曇野建設事務所 *	令和6年7月5日
長野中央警察署	令和6年2月13日	病害虫防除所	令和6年7月9日
林業総合センター	令和6年2月16日	農業試験場	令和6年7月9日
野沢北高等学校	令和6年4月17日	果樹試験場	令和6年7月9日
上田警察署	令和6年4月17日	上田保健福祉事務所	令和6年7月10日
松本ろう学校	令和6年4月23日	看護大学	令和6年7月10日
中南信運転免許課	令和6年4月23日	上松技術専門校	令和6年7月11日
大町警察署	令和6年4月26日	木曾養護学校	令和6年7月11日
南信農業試験場	令和6年5月10日	環境政策課	令和6年7月16日
屋代高等学校	令和6年5月15日	水大気環境課	令和6年7月16日
長野養護学校	令和6年5月15日	産業政策課	令和6年7月17日
高速道路交通警察隊	令和6年5月22日	産業立地・IT振興課	令和6年7月17日
中央児童相談所	令和6年5月23日	森林政策課	令和6年7月17日
農業大学校	令和6年5月23日	信州の木活用課	令和6年7月17日
小諸高等学校	令和6年5月28日	県民政策課	令和6年7月18日
東信教育事務所	令和6年5月28日	くらし安全・消費生活課	令和6年7月18日
若年者就業サポートセンター	令和6年5月29日	消防課	令和6年7月19日
南安曇農業高等学校	令和6年5月29日	危機管理防災課	令和6年7月19日
名古屋事務所	令和6年5月30日	産業技術課	令和6年7月19日
名古屋観光情報センター	令和6年5月30日	山岳高原観光課	令和6年7月19日
大阪事務所	令和6年5月31日	観光誘客課	令和6年7月19日
大阪観光情報センター	令和6年5月31日	教育政策課	令和6年7月19日
長野工業高等学校	令和6年6月4日	保健厚生課	令和6年7月19日
小諸商業高等学校	令和6年6月4日	監査委員事務局	令和6年7月22日
畜産試験場	令和6年6月7日	人事課	令和6年7月23日
下諏訪向陽高等学校	令和6年6月7日	職員課	令和6年7月23日
松川高等学校	令和6年6月10日	財産活用課	令和6年7月23日
南信工科短期大学校	令和6年6月11日	県民の学び支援課	令和6年7月23日
松本家畜保健衛生所	令和6年6月11日	次世代サポート課	令和6年7月23日
穂高商業高等学校	令和6年6月11日	産業人材育成課	令和6年7月23日
中野西高等学校	令和6年6月12日	労働雇用課	令和6年7月23日
		義務教育課	令和6年7月23日

(注) *印箇所は工事等監査対象機関を表します。(以下同じ。)

監査実施機関名	監査年月日	監査実施機関名	監査年月日
心の支援課	令和6年7月23日	農業技術課	令和6年8月2日
生涯学習課	令和6年7月23日	農村振興課	令和6年8月2日
総合政策課	令和6年7月25日	医療政策課	令和6年8月2日
市町村課	令和6年7月25日	保健・疾病対策課	令和6年8月2日
交通政策課	令和6年7月25日	D X推進課	令和6年8月5日
水道・生活排水課（一般会計）	令和6年7月25日	松本空港課	令和6年8月5日
自然保護課 *	令和6年7月25日	税務課	令和6年8月5日
広報・共創推進課	令和6年7月26日	総務事務課	令和6年8月5日
地域振興課	令和6年7月26日	道路建設課	令和6年8月5日
コンプライアンス・行政経営課	令和6年7月26日	リニア整備推進局	令和6年8月5日
情報公開・法務課	令和6年7月26日	国際交流課	令和6年8月7日
経営・創業支援課	令和6年7月26日	地域福祉課	令和6年8月7日
営業局	令和6年7月26日	健康増進課	令和6年8月7日
高校教育課	令和6年7月26日	薬事管理課	令和6年8月7日
特別支援教育課	令和6年7月26日	河川課	令和6年8月8日
文化振興課	令和6年7月29日	建築住宅課 *	令和6年8月8日
人権・男女共同参画課	令和6年7月29日	議会事務局	令和6年8月8日
森林づくり推進課	令和6年7月29日	労働委員会事務局	令和6年8月8日
建設政策課	令和6年7月29日	財政課	令和6年8月9日
道路管理課	令和6年7月29日	介護支援課	令和6年8月9日
健康福祉政策課	令和6年7月30日	資源循環推進課	令和6年8月9日
食品・生活衛生課	令和6年7月30日	会計課	令和6年8月9日
秘書課	令和6年7月31日	契約・検査課	令和6年8月9日
こども・家庭課	令和6年7月31日	警察本部	令和6年8月9日
感染症対策課	令和6年7月31日	県立歴史館	令和6年8月22日
障がい者支援課	令和6年7月31日	上田地域振興局 *	令和6年8月23日
砂防課	令和6年7月31日	東信会計センター上田分室	令和6年8月23日
都市・まちづくり課	令和6年7月31日	総合リハビリテーションセンター（一般会計）	令和6年8月26日
施設課 *	令和6年7月31日	上伊那地域振興局 *	令和6年8月28日
学びの改革支援課	令和6年7月31日	南信会計センター	令和6年8月28日
医師・看護人材確保対策課	令和6年8月1日	伊那保健福祉事務所	令和6年8月29日
スポーツ振興課	令和6年8月1日	長野地域振興局 *	令和6年9月2日
国スポ・全障スポ準備課	令和6年8月1日	北信会計センター	令和6年9月2日
農業政策課	令和6年8月1日	木曾地域振興局 *	令和6年9月5日
園芸畜産課	令和6年8月1日	中信会計センター木曾分室	令和6年9月5日
農地整備課	令和6年8月1日		

監査実施機関名	監査年月日
木曾保健福祉事務所	令和6年9月6日
木曾建設事務所 *	令和6年9月6日
長野保健福祉事務所	令和6年9月9日
上田建設事務所 *	令和6年9月9日
北アルプス地域振興局 *	令和6年9月10日
中信会計センター大町分室	令和6年9月10日

監査実施機関名	監査年月日
大町建設事務所 *	令和6年9月13日
諏訪建設事務所 *	令和6年9月17日
南信県税事務所	令和6年9月20日
南信県税事務所諏訪事務所	令和6年9月20日
南信県税事務所飯田事務所	令和6年9月20日
伊那建設事務所 *	令和6年10月21日

(2) 書面監査

監査実施機関名	監査実施機関名	監査実施機関名
人事委員会事務局	動物愛護センター	南信会計センター諏訪分室
佐久地域振興局 *	環境保全研究所	南信会計センター飯田分室
諏訪地域振興局 *	諏訪湖環境研究センター	中信会計センター
南信州地域振興局 *	計量検定所	北信会計センター中野分室
松本地域振興局 *	工業技術総合センター (総務・材料部門)	南信教育事務所
北信地域振興局 *	工業技術総合センター (精密・電子・航空技術部門)	中信教育事務所
消防学校	工業技術総合センター (環境・情報技術部門)	北信教育事務所
消防防災航空センター	工業技術総合センター (環境・情報技術部門)	総合教育センター
松本空港管理事務所	工科短期大学校	県立長野図書館
東京事務所	長野技術専門校	飯山高等学校
東信県税事務所	松本技術専門校	下高井農林高等学校
東信県税事務所上田事務所	岡谷技術専門校	中野立志館高等学校
中信県税事務所木曾事務所	飯田技術専門校	須坂東高等学校
中信県税事務所	佐久技術専門校	須坂高等学校
中信県税事務所大町事務所	東信労政事務所	須坂創成高等学校
総合県税事務所	中信労政事務所	北部高等学校
総合県税事務所北信事務所	北信労政事務所	長野吉田高等学校
北信消費生活センター	信州首都圏総合活動拠点	長野高等学校
中信消費生活センター	野菜花き試験場	長野西高等学校
南信消費生活センター	野菜花き試験場佐久支場	長野商業高等学校
東信消費生活センター	水産試験場	長野東高等学校
男女共同参画センター	佐久家畜保健衛生所	長野南高等学校
松本児童相談所	伊那家畜保健衛生所	篠ノ井高等学校
飯田児童相談所	飯田家畜保健衛生所	更級農業高等学校
諏訪児童相談所	長野家畜保健衛生所	松代高等学校
佐久児童相談所	林業大学校	屋代南高等学校
波田学院	佐久建設事務所 *	坂城高等学校
女性相談支援センター	飯田建設事務所 *	上田千曲高等学校
佐久保健福祉事務所	松本建設事務所 *	上田高等学校
諏訪保健福祉事務所	千曲建設事務所 *	上田染谷丘高等学校
飯田保健福祉事務所	須坂建設事務所 *	上田東高等学校
松本保健福祉事務所	長野建設事務所 *	丸子修学館高等学校
北信保健福祉事務所	北信建設事務所 *	東御清翔高等学校
公衆衛生専門学校	犀川砂防事務所 *	蓼科高等学校
須坂看護専門学校	姫川砂防事務所 *	軽井沢高等学校
福祉大学校	東信会計センター	佐久平総合技術高等学校
精神保健福祉センター		岩村田高等学校
長野食肉衛生検査所		野沢南高等学校

監査実施機関名
小海高等学校
富士見高等学校
茅野高等学校
諏訪実業高等学校
諏訪清陵高等学校
諏訪二葉高等学校
岡谷東高等学校
岡谷南高等学校
岡谷工業高等学校
箕輪進修高等学校
上伊那農業高等学校
高遠高等学校
伊那北高等学校
伊那弥生ヶ丘高等学校
赤穂高等学校
駒ヶ根工業高等学校
飯田高等学校
飯田風越高等学校
飯田O I D E長姫高等学校
下伊那農業高等学校
阿智高等学校
阿南高等学校
蘇南高等学校
木曾青峰高等学校
田川高等学校
梓川高等学校

監査実施機関名
松本工業高等学校
松本県ヶ丘高等学校
松本美須々ヶ丘高等学校
松本蟻ヶ崎高等学校
松本筑摩高等学校
明科高等学校
豊科高等学校
池田工業高等学校
大町岳陽高等学校
白馬高等学校
長野盲学校
松本盲学校
長野ろう学校
伊那養護学校
松本養護学校
諏訪養護学校
花田養護学校
稻荷山養護学校
若槻養護学校
上田養護学校
寿台養護学校
飯田養護学校
安曇養護学校
小諸養護学校
飯山養護学校

監査実施機関名
飯山警察署
中野警察署
須坂警察署
長野南警察署
千曲警察署
小諸警察署
佐久警察署
軽井沢警察署
茅野警察署
諏訪警察署
岡谷警察署
駒ヶ根警察署
飯田警察署
阿南警察署
木曾警察署
塩尻警察署
安曇野警察署
鑑識課
科学捜査研究所
交通機動隊
東北信運転免許課
機動隊
警察学校
機動捜査隊
自動車警ら隊

2 企業特別会計

(1) 実地監査

監査実施機関名	監査年月日
松塩水道用水管理事務所 *	令和6年6月17日
諏訪湖流域下水道事務所 *	令和6年6月26日
水道・生活排水課（流域下水道事業会計）	令和6年7月25日
障がい者支援課（総合リハビリテーション事業会計）	令和6年7月31日
企業局	令和6年8月7日
総合リハビリテーションセンター（総合リハビリテーション事業会計）	令和6年8月26日

(2) 書面監査

監査実施機関名
北信発電管理事務所 *
中央制御所
上田水道管理事務所 *
川中島水道管理事務所 *
千曲川流域下水道事務所 *
南信発電管理事務所 *
犀川安曇野流域下水道事務所 *



しあわせ信州